

地震災害に係る中小企業者への利子補給拡大について

8 月 1 1 日に発生した地震により被害を受けた市内の中小企業者の皆様が、災害復旧のために借り入れた設備資金または事業用資産の修理・修繕にかかる資金に対し、次のとおり現行制度の補給金に上乘せをした特例利子補給（拡大補給）を実施いたします。

- 1 対象者 次のすべてに該当する中小企業者
 - ・ 中小企業信用保険法第 2 条第 1 項第 1 号及び第 1 号の 2 に規定される中小企業者
 - ・ 市内において、1 年以上継続して同一事業を営んでいる法人または個人
 - ・ 8 月 1 1 日の地震で事業用資産に被害を受けた中小企業者
- 2 対象資金 地震による災害復旧を実施するため、公的な融資制度により借り受けた設備資金または事業用資産の修理・修繕にかかる資金
 - 例 ・ 政府関係融資制度
 - ・ 静岡県融資制度
 - ・ 牧之原市小口資金融資制度
 - ・ 商工貯蓄共済融資制度
- 3 対象期間 平成 21 年 8 月 11 日から平成 21 年 12 月 31 日までの借入れ分
- 4 補給限度 一事業者が借り受けた資金につき 1,000 万円を上限とし、1 月から 12 月まで実際に支払った利子を対象に、年利 1.50%以内（通常 1.00%以内）の利子相当額を年 1 回補給。（単年度最大 15 万円まで）
- 5 補給期間 利子支払いの開始から 3 年間（返済回数にすると 3 6 回分）
- 6 補給条件 融資の申し込み前に次の書類を市商工企業室へ提出し、特例利子補給の対象となる旨の承認を得ること。
 - (1) 特例利子補給承認申請書
 - (2) 次に掲げるもののいずれか
 - ・ 市が発行する「り災証明書」(原本または写し)
法人であれば、法人名で取得してください。
 - ・ 被災状況が確認できる写真（遠景写真及び近景写真）
 - ・ その他被災したことが確認できる資料
 - (3) 見積書この申請とは別に、後日、利子補給金の交付手続が必要。